

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前9時55分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第38号中当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価については、全職種平均で前年度比5.2%の引上げ率となっているが、今補正予算の増額率が、平均引上げ率よりも低い理由は何か。とに対し、

増額率は、契約金額全体の変化率を提示しているためです。なお、労務単価は、様々な職種がある中で、建築工事は鉄骨工、電気工事は電工、空調工事は配管工と、それぞれの工事に適した職種の単価を適用しています。とのこと。

労務単価が上がっても、労働者の賃金への反映がされていないという報道もあるが、請負業者に対し、労働者の賃金への引き上げに対するはチェックは行うのか。とに対し、

本市は、それぞれの請負業者の給与体系を指導する立場にはないため行いませんが、この特例措置の目的は、技能労働者の適正な賃金水準の確保ですので、請負業者には、その趣旨をしっかりと伝えます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。